

山口市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱による山口市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業(以下「本事業」という。)は、「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」(平成13年厚生労働省社老発第114号、国土交通省国住備発第51号。厚生労働省老健局長、国土交通省住宅局長通知。以下「国通知」という。)に基づき高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、必要に応じ生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応等の援助を提供する者を派遣することによって、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の事業主体は、山口市とする。ただし、本事業の運営を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することにより実施するものとする。

2 前項の規定により本事業を委託することができる社会福祉法人等は、老人福祉施設等でデイサービス事業(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業をいう。)を運営実施する社会福祉法人等とする。

(運営主体)

第3条 本事業の運営主体は、前条の規定により本事業の実施を受託した社会福祉法人等(以下「受託法人等」という。)とする。

(生活援助員等の配置)

第4条 受託法人等は、本事業の目的を達成するため、その職員をもってあらかじめ管理者を定め、専任で国通知に定める高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活指導、相談、安否確認及び緊急時の対応等の援助を提供する者(以下「生活援助員」という。)を配置するとともに、生活援助員に対する採用時並びにその後年1回以上の業務に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施し、その体制整備に努めなければならない。

2 受託法人等は、次の要件を備えている者のうちから生活援助員の選考を行うものとする。

- (1) 社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー研修2級過程以上の受講修了者の資格のいずれかを有している者であること
- (2) 心身ともに健全であること
- (3) 高齢者福祉に関し、理解と熱意を有していること
- (4) 高齢者の生活指導、相談、家事、緊急時の対応等を適切に実施する能力を有すること

3 同条第1項の管理者は、他の職との兼務・兼任又は常勤・非常勤たるを、また、生活援助員は、常勤・非常勤たるを妨げないものとする。

4 受託法人等は、生活援助員の勤務体制について、第7条に定めるサービス提供内容について対処できる体制を確保しなければならない。

5 受託法人等は、前項の生活援助員の勤務時間及び勤務体制について、あらかじめ市長と協議の上、定めなければならない。

(派遣対象施設等)

第5条 本事業により生活援助員を派遣する施設は、国通知に定める地方公共団体、地方住宅供給公社等（以下「住宅供給主体」という。）の供給する集団的建設に係る公的賃貸住宅であって、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様がほどこされた住宅（以下「高齢者世話付住宅」という。）とする。

2 生活援助員の派遣は、高齢者世話付住宅の住宅戸数おおむね30戸に1人を標準として派遣するものとする。

3 生活援助員の派遣場所は、高齢者世話付住宅に設置される生活相談室とする。

(利用対象者)

第6条 本事業の利用対象者は、高齢者世話付住宅に居住する60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦の一方が60歳以上であること。）又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯で次のいずれにも該当する者とする。

(1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには、不安があると認められる者

(2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

(事業内容)

第7条 生活援助員の行うサービスは、次に掲げるものとし、必要に応じ提供するものとする。

(1) 生活指導・相談

(2) 安否確認

(3) 一時的な家事援助

(4) 緊急時の対応

(5) 関係機関との連絡

(6) その他日常生活上必要な援助

2 前項に掲げる場合のほか、住宅供給主体、消防機関、保健、医療、福祉等の関係機関等との連携を密にし、これらの行う諸事業との連携を図るものとする。

(入居の申込み等)

第8条 高齢者世話付住宅の入居申込み等の手続き、入居・退居の決定等必要な事項については、住宅供給主体の定めるところによる。

(利用負担)

第9条 前条の規定により高齢者世話付住宅に入居した者（以下「入居者」という。）は、別表

の費用負担基準により生活援助員派遣に要する費用を負担するものとする。

2 市長は、入居者の負担額を月単位で決定するものとする。

(その他)

第10条 この要綱及び国通知に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、合併前の山口市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱(山口市制定)の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

別表

利用者費用負担基準

利用者世帯の階層区分		居者負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0円/月
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円/月
C	生計中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯	1,500円/月
D	生計中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円/月
E	生計中心者の前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円/月
F	生計中心者の前年所得税年額42,001円以上の世帯	4,900円/月